

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり事業所の利用増、代替サービス等について以下の確認したい事項を各市町村に対応の詳細をお伺いし、そのご回答をまとめましたのでご参考して下さい。

対象事業：	放課後ディサービス・発達児童支援
-------	------------------

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えて下さい。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。
（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
旭市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事前に電話にて連絡。
		報酬請求時の留意事項	連絡いただいた内容と照合しますので、特にありません。
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前に電話にて連絡。検討し、状況に応じ決定します。
		報酬請求時の留意事項	特にありません。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	電話にて連絡。
		代替サービスの内容	サービス（電話・自宅訪問等）の内容について控えておいて下さい。（任意様式）
報酬請求時の留意事項		利用月の翌月10日頃までに、代替サービスの内容がわかるもの（上記任意様式）を当市へ送付願います。	
利用者負担額の扱い		・ 放課後ディについては代替サービス分の自己負担は利用者へ請求しないで下さい。 ・ 児童発達については代替分についても自己負担が発生しますので利用者への説明をお願いします。	
	必要な手続き（事後）	特にありません。	
我孫子市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特になし（5/18現在）
		報酬請求時の留意事項	同上
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前に超過する旨届出書を提出してもらうことで利用を認める。
		報酬請求時の留意事項	上記届出書の超過日数の範囲内か確認する。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	特になし。
		代替サービスの内容	訪問、電話、メールやLINE等のコミュニケーションアプリ等国の通知に基づく取り扱い。
報酬請求時の留意事項		特になし（事業所から提出される代替支援記録と請求内容の照合を簡易的に行う予定）	
利用者負担額の扱い		4月利用分以降の利用者負担はなし（適用期間は国の通知に準ずる。）	
	必要な手続き（事後）	特になし	
一宮町	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	空欄
		報酬請求時の留意事項	空欄
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前か事後に連絡してもらいたい。
		報酬請求時の留意事項	空欄
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	連絡してもらいたい。
		代替サービスの内容	空欄
報酬請求時の留意事項		空欄	
利用者負担額の扱い		決定されている限度額まで超える場合は町に請求。	
	必要な手続き（事後）	電話相談を行った等の記録を残し、送付してもらいたい。	
印西市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	電話による報告。
		報酬請求時の留意事項	定員超過の場合であっても定員超過減算は適用しない。
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	電話等による報告のみで申請手続きは省略。
		報酬請求時の留意事項	支給量を超えた場合であっても返戻しない※内容等の記録の保管を依頼。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	電話等による報告。
		代替サービスの内容	事業所が居宅への訪問、音声通話、skypeメール等により、児童の健康管理や相談支援等を行う。
報酬請求時の留意事項		同一内容のメール等を利用者に送信した場合は、保護者からの返事に個別に対応した場合に報酬対象とする。	
利用者負担額の扱い		代替的な支援に係る利用者負担は、補助する予定です。	
	必要な手続き（事後）	・ 代替によるサービス内容等の記録の保管。 ・ 代替等のサービスを行った場合は、新規支給決定・利用料の増、休日単価の差額、延長支援・代替サービスの請求を後日提出していただきます。	

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えてください。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。
（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
浦安市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特になし
		報酬請求時の留意事項	特になし
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	可能な限り、変更申請をして下さい。
		報酬請求時の留意事項	可能な限り、事前に変更申請。事業所から市に電話連絡。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	代替サービス提供に係わる計画書を事業所から市に提出。
		代替サービスの内容	市ホームページに記載しているが、一般的に国が通知しているもの。
報酬請求時の留意事項		国保連合会に電子請求する実績記録表備考欄に「代替サービス」と記載。	
利用者負担額の扱い		国の通知の通り。（4月～は未定。）	
必要な手続き（事後）	特に提出書類なし。		
大網白里市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	不要
		報酬請求時の留意事項	実績提供記録票に「コロナに寄因して定員超過」と記載する。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	不要
		報酬請求時の留意事項	実績提供記録票に「コロナに寄因して支給量超過」と記載する。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	市への電話等による相談。
		代替サービスの内容	本人の体調、メンタル面の状態、学校の宿題等の進捗状況、保護者のメンタルや体調の確認並びに相談。
報酬請求時の留意事項		実績提供記録票に「コロナに寄因して代替支援実施」と記載する。	
利用者負担額の扱い		代替支援による増加分は償還による助成を予定。	
必要な手続き（事後）	個別支援計画に変更がある場合は変更後を提出。		
御宿町	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	電話連絡等。
		報酬請求時の留意事項	かかった経費の全額を町に直接請求。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	電話連絡等。
		報酬請求時の留意事項	かかった経費の全額を町に直接請求。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	臨時的な取り扱いに関する届け出を提出。
		代替サービスの内容	電話、訪問等。
報酬請求時の留意事項		通常通り。	
利用者負担額の扱い		通常通り。	
必要な手続き（事後）	支援記録を提出。		
柏市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特になし。
		報酬請求時の留意事項	特になし。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	児童発達支援：通常の利用日数変更手続きが必要（23日を超える場合は、柏市指定の非定型理由書が必要）放課後等ディサービス：特になし。
		報酬請求時の留意事項	特になし。 放課後等ディサービス：利用日数を超過した分は直接柏市へ請求。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	特になし。
		代替サービスの内容	利用者の居宅訪問及び電話等による体調確認等の支援。
報酬請求時の留意事項		所定の様式を記入し、本市へ提出。	
利用者負担額の扱い		放課後等ディサービスに限り自己負担は発生しない。	
必要な手続き（事後）	特になし。		
香取市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事業所より市へ、事前に電話等で報告。 事業所の人員・空間を考慮し、利用者の安全面等に配慮すること。
		報酬請求時の留意事項	定員超過利用減算は適用しない。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	支給量を変更する理由、変更年月日を計画相談支援事業所等から相談。 理由によっては申請を省略することも検討する。（職権修正）
		報酬請求時の留意事項	特になし。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	対象者と代替サービスの具体的な支援内容を電話等で市へ連絡する。
		代替サービスの内容	メールや電話などで、対象者の健康面等について助言を行った場合等も算定
報酬請求時の留意事項		放課後ディサービス：特別支援学校等の臨時休校に伴うサービス実施期間中は	
利用者負担額の扱い		代替サービスにおいても利用者負担は発生するが、特別支援学校等の臨時サービス提供月の翌月10日頃までに報告書（任意様式）を提出。	
必要な手続き（事後）			

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えて下さい。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。

（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
鎌ヶ谷市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特になし。
		報酬請求時の留意事項	特になし。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	特になし。
		報酬請求時の留意事項	学校休業日については休業日単価で金額請求。利用負担増加分がある場合には後日過誤申立てにより処理。（別添資料参照）
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	特になし。
代替サービスの内容		電話相談等、できる限りの支援を行うこと、いつ、誰にどの様な支援を行ったか記録をつける必要あり。	
報酬請求時の留意事項		学校休業日については休日単価で金額請求。	
利用者負担額の扱い		市が負担する方向で調整中。決定次第お知らせします。	
鴨川市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事前にご連絡をいただきたいです。
		報酬請求時の留意事項	・平常時に換算した分を国保連へ請求。 ・臨時休業日となった平日の休日単価分との差額等については市へ請求。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前にご連絡をいただきたいです。
		報酬請求時の留意事項	・平常時に換算した分を国保連へ請求。 ・臨時休業日となった平日の休日単価分との差額等については市へ請求。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	事前にご連絡をいただいても（なくても）大丈夫です。
代替サービスの内容		電話やコミュニケーションツール等でできる限りの支援。 （体調確認や相談作業説明や達成確認等。）	
報酬請求時の留意事項		電話やコミュニケーションツール等でできる限りの支援。 （体調確認や相談作業説明や達成確認等。）	
利用者負担額の扱い		利用負担なし、全額市へ請求。	
君津市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	なし
		報酬請求時の留意事項	定員超過利用減算を適用せず、通常の利用と同じ内容で請求が可能です。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	なし
		報酬請求時の留意事項	通常通り請求して頂きますが、市町村審査で請求内容を確認するため、利用者名、利用量を市障害福祉課までご連絡下さい。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	なし
代替サービスの内容		訪問のほか、電話での支援の場合、単なる欠席連絡ではなく、健康管理や相談等の支援記録として残すことが出来る内容であれば報酬算定は可能。	
報酬請求時の留意事項		実績記録票の備考欄に訪問、電話等のサービス提供方法を記載して下さい。	
九十九里町	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事前に電話等で申し出て頂き、実施した場合は記録を残してもらう。
		報酬請求時の留意事項	該当日について実績記録票の備考欄に、コロナウイルス対応のため定員が超過した旨、記載いただく。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前に電話等で申し出て頂き、実施した場合は記録を残してもらう。
		報酬請求時の留意事項	該当日について実績記録票の備考欄に、コロナウイルス対応のための臨時的な利用である旨、記載いただく。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	事前に電話等で申し出て頂き、可能であれば個別支援計画を提出してもらう
代替サービスの内容		健康管理及び相談支援として、利用者の理解を得た上での、居宅訪問や電話相談等、できる限りの支援を行うこと。	
報酬請求時の留意事項		該当日について実績記録票の備考欄に、コロナウイルス対応のための代替サービスを実施した旨と、サービス内容を記載頂く。	
	利用者負担額の扱い	通常のサービス利用として扱う。	
	必要な手続き（事後）	実施した内容について、記録に残して頂く。	

対象事業：

放課後ディサービス・発達児童支援

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えてください。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。

（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
佐倉市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特になし
		報酬請求時の留意事項	国のQ&Aなどを確認して行って下さい
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	出来る限り、変更申請をして下さい。
		報酬請求時の留意事項	特になし
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	別紙により対象者及びサービス内容の報告をして下さい。
		代替サービスの内容	国のQ&Aなどを確認して行って下さい。
報酬請求時の留意事項		放課後ディサービスについては休校措置によるかかり増しのみ市へ直接請求となります。	
利用者負担額の扱い		放課後ディサービスについては、かかり増しは本人負担なしとなります。	
	必要な手続き（事後）	特になし	
山武市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	状況把握のため、事前にご連絡下さい。
		報酬請求時の留意事項	エラーや警告が出た場合はご相談下さい。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	原則として計画書が必要ですが、やむを得ない場合はご相談下さい。
		報酬請求時の留意事項	エラーや警告が出た場合はご相談下さい。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	事前の連絡（代替サービスの内容をお知らせ下さい。）
		代替サービスの内容	児童の体調の確認や、保護者のケア（電話相談の算定も可）
報酬請求時の留意事項		通常通りの請求。	
利用者負担額の扱い		国からの通知に則ります。	
	必要な手続き（事後）	提供記録を残して下さい。 （後日提出して頂く可能性がございます。）	
芝山町	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事前にご連絡をお願いします。
		報酬請求時の留意事項	国基準と同一で認定、全額国保連経由で請求（連絡あればそのまま支給）
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前にご連絡をお願いします。
		報酬請求時の留意事項	国基準と同一で認定、全額国保連経由で請求（連絡あればそのまま支給）
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	事前にご連絡をお願いします。
		代替サービスの内容	国基準と同一で認定、（電話相談等の算定も可能）
報酬請求時の留意事項		国基準と同一で認定、（連絡あればそのまま支給）	
利用者負担額の扱い		国基準と同一で認定。	
	必要な手続き（事後）	代替サービスの内訳や状況など、詳細を事業所で保管。 （町へ提供出来る場合は提供）任意	
白井市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特になし。
		報酬請求時の留意事項	特になし。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前に事業所から報告が必要。（電話で可）
		報酬請求時の留意事項	事前に報告があれば特になし。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	事前に届出書の提出が必要（市HPからダウンロード）
		代替サービスの内容	国通知（新型コロナに係わる障害福祉サービス事業所等の人員基準等の臨時的な取り扱いについて、「緊急事態宣言が継続された場合の放課後ディサービス事業所の対応について」等）による
報酬請求時の留意事項		支援記録シート（市HPからダウンロード）の提出が必要。	
利用者負担額の扱い		放課後ディサービス：徴収しない。（後日 国補助金で対応） 児童発達支援：無償化対象者以外は徴収。	
	必要な手続き（事後）	特になし。	
匝瑳市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	当月までに「定員超過減算を適用しない」旨の文書を福祉課へ提出。
		報酬請求時の留意事項	特になし。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前に福祉課へ連絡。同月中に支給量変更申請を福祉課へ提出。 ※申請を省略し、職権延長を行うことも考えられる。
		報酬請求時の留意事項	特になし。
	◎代替サービスの対応 （生活介護と同様）	必要な手続き（事前）	福祉課へ代替サービスを行う旨の連絡及び文書 （文書は事後でも当月中であれば可）
		代替サービスの内容	健康管理や相談支援等の出来る限りの支援（電話可）
報酬請求時の留意事項		代替サービスの根拠となる資料を福祉課へ提出（翌月の10日まで） （日付、対応者内容等を記載した日報など）	
利用者負担額の扱い		国保連請求時、実績報告書備考に「電話連絡」等記入。	
	必要な手続き（事後）	空欄	

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えてください。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。

（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
多古町	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事前に保健福祉課へ電話連絡等により報告して下さい。 感染対策を充分に行い、利用者の安全面に配慮して下さい。
		報酬請求時の留意事項	国通知にも記載の通り、定員超過減算の対象にはなりません。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前に保健福祉課へ電話連絡等により報告して下さい。
		報酬請求時の留意事項	国保連の一次審査で警告が付くと思われませんが、町の二次審査で利用実績の確認をして、請求を通します。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	事前に保健福祉課へ電話連絡等により報告して下さい。
		代替えサービスの内容	電話や事業所職員の訪問による、健康管理や相談支援等。
		報酬請求時の留意事項	国の通知の通り、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬算定可。
		利用者負担額の扱い	代替えサービスにより発生した利用者負担は、利用者に替わり町が支払いいたします。町へ直接、ご請求下さい。
		必要な手続き（事後）	代替えサービスを実施した日時やサービスの内容を記載された報告書を提出して下さい。
	千葉市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き
報酬請求時の留意事項			特にありません。
・臨時的に支給量を超える利用があった場合		必要な手続き	職権により一時的に支給量の変更を行うため、支給決定保護者が支給決定 を受けている区の高齢障害支援課にて電話等にてご連絡下さい。 緊急対応を要する時期が経過した後は、速やかに再度ご連絡下さい。
		報酬請求時の留意事項	特にありません。
◎代替サービスの対応		必要な手続き（事前）	通常時の支援内容と今回の支援内容をできるだけ具体的に記載したものを 書面にて事前に（メールで）当課にご提出いただけます。（参考書式別添） また、実施内容の記録等は必ず行って下さい。
		代替えサービスの内容	電話、スカイプ、訪問、その他通信サービス等の手段による代替えサー ビスを認めています。
			国が示した具体例として
			ア 自宅の問題が生じていないか
			イ 児童の健康管理
			ウ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやり取りの実績
エ 今般の状況が落ち着いたら、スムーズに通所を再開できるようなサポ ートが、あります。（本市としては、さらに具体的な内容の記録を希望 しています。			
		なお、支援はあくまで個々の状況に応じて行なうものであることから、メ ールを一斉送信して、保護者等からの応答がなく、状況の把握を行なわな いもの等は、認められません。	
報酬請求時の留意事項	令和2年4月28日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染防止のた めの小学校等の臨時休業に関連した放課後ディサービスに係わるQ&Aにつ いて（4月28日版）「厚生労働省ホームページにて公表済」のQ15に記載さ れているとおり、加算及び減算についてご注意下さい。 また、他の事業所との同日請求（重複）は認められません。		
利用者負担額の扱い	利用者負担については、通常の障害児通所支援と同様に発生するので、代 替えサービス提供にあたっては、利用者への説明を必ず行って下さい。 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、放課後ディサ ービスの代替えサービスの利用者負担を免除する「特別支援学校等の臨時 休業に伴う放課後等ディサービスへの支援等事業」が示されました。4月30 日に同事業の補正予算が成立しましたが、現時点で厚生労働省から具体的 な内容の提示が一切ないため、実施等に関してご案内出来る状況にありま せん。		
必要な手続き（事後）	特にありません。		

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えてください。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。
（電話相談等の算定は可能ななども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
長生村	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事業所から担当課へ連絡をもらう。
		報酬請求時の留意事項	通常通り
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	担当課へ連絡（申請が必要）
		報酬請求時の留意事項	通常通り。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	事業所から担当課へ連絡をもらいどの様に対応するか確認する。
		代替サービスの内容	利用者の健康管理、生活リズム維持 利用者の生活全般の困り事、相談対応。 通所が再開になった折りに、スムーズに再開出来るサポート。 その他、相談支援専門員と連携
		報酬請求時の留意事項	通常通り。
利用者負担額の扱い		代替サービス利用分は保護者請求せず国保連請求で市町村へ。	
銚子市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事前に相談していただいた事業所について、定員超過利用減算を適用しない取り扱いも可能となります。
		報酬請求時の留意事項	空欄
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	・ 支給量を職権で変更しますので、事前にご相談ください。後日、障害児支援利用計画の見直しをお願いします。 (放課後ディサービス Q&A 2020年4月13日版 Q3を参照)
		報酬請求時の留意事項	・ 国保連請求時に、支給量の変更をして入力して下さい。変更しない場合、送信出来ない場合があります。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	・ 実施の届け出及び個人ごとの計画書の提出。
		代替サービスの内容	・ 児童の健康確認の実施。 (放課後ディサービス Q&A 2020年4月13日版 Q16 Q17を参照)
		報酬請求時の留意事項	・ 銚子市に請求
利用者負担額の扱い		・ 公費負担。	
必要な手続き（事後）	・ 翌月10日までに実績報告書の提出。		

対象事業：

放課後ディサービス・発達児童支援

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えて下さい。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。

（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
富里市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事前に電話でご連絡をお願いします。
		報酬請求時の留意事項	厚労省の指針に沿う形。
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前に電話でご連絡をお願いします。
		報酬請求時の留意事項	厚労省の指針に沿う形。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	事前に電話でご連絡をお願いします。
		代替サービスの内容	訪問、電話による聴き取り（健康状態、助言等）
報酬請求時の留意事項		送迎等、食事提供加算は対象外。	
利用者負担額の扱い		代替サービスは休日単価、自己負担なし、市に直接請求（放課後ディ）	
	必要な手続き（事後）	サービス提供翌月に支援経過等の写しを提出。	
流山市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特にありません。
		報酬請求時の留意事項	特にありません。
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前にその旨の連絡をおいただいています。
		報酬請求時の留意事項	特にありません。警告で請求がくるので、確認して通しています。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	特にありませんができれば事前にその旨の連絡があるとありがたいです。
		代替サービスの内容	電話相談、訪問での支援。
報酬請求時の留意事項		特にありません。	
利用者負担額の扱い		代替サービスや学校休業に伴うか解りました分の補助があります。	
	必要な手続き（事後）	後日、事業所から請求していただく予定です。	
習志野市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特にありません。
		報酬請求時の留意事項	特にありません。
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	利用者に申請していただければ、その日の支給量の変更が可能です。状況に応じて申請の簡略等の対応も行ないますので、ご相談下さい。
		報酬請求時の留意事項	特にありません。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	代替サービスを行う事について保護者に了解を得た上で事前に話しを、いつから始める予定であるか連絡を下さい。（電話でも可）
		代替サービスの内容	電話相談等の算定可能です。内容については事業所の状況に応じて工夫して行なっていただくようお願いしております。
報酬請求時の留意事項		報酬の請求は通常どおりで問題ありませんが、放課後ディサービスは後日代替サービス部分の切り分けをお願いする可能性があります。	
利用者負担額の扱い		報酬の請求は通常どおりで問題ありませんが、放課後ディサービスは後日代替サービス部分の切り分けをお願いする可能性があります。	
	必要な手続き（事後）	放課後ディサービスについては、後日、代替サービス分の切り分けをお願いする可能性があります。代替サービスを行なった際の記録を整備して、要請があった時に提出出来る状態にしておいて下さい。	
成田市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特にないが事前に報告を頂きたい。
		報酬請求時の留意事項	厚労省の通知に基づき、定員超過はやむを得ない場合に認めているが、実際に支援に当たる職員数に対し、利用者数が過大とならないように支援。
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	あらかじめ想定される場合には、サービス利用計画書（変更）と申請書を提出の上、通常の手続き変更手続きを行なって頂くが事情によりすぐに変更。
		報酬請求時の留意事項	申請手続きが困難な場合には、随時市に相談していただきたい。事後での変更申請も含めて検討し、対応をお伝えする。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	通所の作業プログラム等と、在宅支援時のプログラム等を両方提出していただいている。
		代替サービスの内容	健康管理等のための電話での連絡と自宅で提供可能な範囲で療育を提供していただく。（連絡はメール、LINEのみではなく、電話をお願いしている。）
報酬請求時の留意事項		4月提供分は、国保連に通常通り請求。実績記録票の備考欄に「在宅支援」である旨を明記。	
利用者負担額の扱い		国の補正予算計上の利用者負担補助を実施予定。（国・県から詳細の通知があり次第、本市の補助を制度化するため、実施時期未定）	
	必要な手続き（事後）	日誌等に在宅支援の内容を記録していただくが、後日、各事業所に日誌等の写しを提出していただく予定です。	

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えてください。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。
（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
野田市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	定員超過の原因について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、他の事業所の縮小又は休業の影響である旨を記録に残し、事業所内に保管してください。後日提出を求める場合があります。 なお、定員管理は報酬だけでなく運営基準にも関係しますので、事前に指定権者にもご確認の上、加えて指示があった場合はその指示に従って下さい。
		報酬請求時の留意事項	特になし
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	利用者の状況によって対応が異なりますので、事前に電話にてお問い合わせください。
		報酬請求時の留意事項	なし。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	なし。
		代替サービスの内容	利用者又は保護者より支援の要請があった場合に、希望に沿った個別具体的な支援を実施すること。手段は訪問や電話、会議アプリ等、相手方と具体的なコミュニケーションを取りやすいものを想定しています。
		報酬請求時の留意事項	なし。
利用者負担額の扱い		【生活介護・児童発達支援】通常の利用者負担が発生します。 【放課後ディサービス】利用者負担を補助する予定がありますが、詳細は厚生労働省や千葉県要綱等により今後決定します。	
必要な手続き（事後）		支援記録を作成し、事業所内に保管してください。後日提出を求める場合があります。なお、支援記録の参考様式は野田市ホームページ（ページ番号 1009023）に掲載しています。	
富津市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	事業所からの報告により対応したい。
		報酬請求時の留意事項	事業所からの報告により対応したい。
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	随時、支給変更申請書を提出（詳細な理由）
		報酬請求時の留意事項	支給決定後に請求（コロナによる利用増分が把握できるように管理）
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	代替サービス内容を具体的に提示。 ①在宅で行なう課題が設定されているか。 ②1日に最低2回健康管理とアドバイスの連絡が入れられるか。 ③利用者と保護者に十分な説明と理解が得られているか。 ④課題の評価ができているか。
		報酬請求時の留意事項	通常のサービス請求時と同様の取り扱い。
		利用者負担額の扱い	通常の利用者負担額の扱いと同様。
必要な手続き（事後）		空欄	
船橋市	・ 臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特になし。
		報酬請求時の留意事項	特になし。
	・ 臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	事前に療育支援課へご相談していただいたうえで、ご申請いただくことで通常翌月からの日数変更を当月からの日数変更することが可能です。なおその場合、プラン変更は不要。
		報酬請求時の留意事項	受給者台帳を日数変更した状態にするため、通常通りの請求をしていただいでかまいません。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	利用者に必要な手続きはない。 事業所は、代替的サービス提供計画書を市へ提出する。
		代替サービスの内容	電話相談、オンライン支援、居宅の訪問など、代替的サービス提供計画書に記入されている内容を見て、代替的サービスと認めるか否か判断する。
		報酬請求時の留意事項	通常の請求と同じように請求する。但し、備考欄に「代替的サービス」と入力すること。なお、「食事提供加算」など実績を伴う加算は算定不可。
利用者負担額の扱い		国からの要綱が示されていないため、現時点では未定。（5月15日時点）	
必要な手続き（事後）		事業所は、援内容、担当者、実施時の代替サービスを提供した記録を残すこと。必要に応じ市で確認させていただきます。	

対象事業：

放課後ディサービス・発達児童支援

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えて下さい。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。

（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答
松戸市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	相談支援専門員による調整や、障害福祉課から共有した空き情報を活用してもなお利用希望が多い場合定員を超えた受け入れを認めているが、受け入れ人数は衛生面・安全面に配慮した上で決定していただき、市に対する手続きはない。
		報酬請求時の留意事項	特になし
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	空欄
		報酬請求時の留意事項	空欄
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	空欄
		代替サービスの内容	空欄
		報酬請求時の留意事項	空欄
		利用者負担額の扱い	【放課後ディサービス】3月については、コロナによって増えた分のみ国から補助する。4月以降については、増えた分及び在宅で健康管理を行った部分について、国から補助する予定。 【児童発達支援】生活介護と同様。
	必要な手続き（事後）	【3月】 (1) 「指定様式、居宅児童への健康管理・相談支援等実施記録」に基づき、電話連絡または訪問その他の方法により健康状態の確認・相談支援等を行い、内容を様式へ記録する。 (2) 郵送、訪問により記録票にサイン（押印必須）をもらう。 (3) 障害福祉課へ4月末日までに記録票を提出する。国保連請求にあたって必ず事前に記録票を提出。 4月以降は、生活介護と同様。	
茂原市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	特段市へ手続きは不要。
		報酬請求時の留意事項	国からの通知に準ずる。
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	利用が見込まれる場合、事前に市へ連絡をすること。利用者・事業所の状況を鑑み、支給量の変更等必要な決定をする。 やむを得ず事後的になる場合は、早急に連絡をする。
		報酬請求時の留意事項	国からの通知に準ずる。
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	代替サービスを行なう上で、利用者や家族への理解・同意を得ること。利用者に提供する支援の内容に大きな差異が生じることがないように配慮し児童ごとに個別支援計画や実施するサービス内容を取りまとめている場合は、事前に市へFAXや文書で通知すること。 判断基準については、事業所の状況（人員配置・規模等）により個別具体的に判断する。
		代替サービスの内容	電話での健康状況の確認、本人や家族に対しての相談支援、在宅で可能な課題（工作）の提案や提供といった出来る限りの支援の提供が行なわれていれば、報酬の対象として算定する事は差し支えない。
		報酬請求時の留意事項	国からの通知に準ずる。また、実績記録表に備考として代替サービスを行なった旨を記載しておき、後に開示が求められた場合に詳細が分かるように管理すること。
		利用者負担額の扱い	国からの通知に準ずる。
	必要な手続き（事後）	代替サービスの提供に伴う事由で支給（量）の変更が必要となり、事前に市に連絡が出来ていなかった場合は早急に報告する。	
	八街市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き
報酬請求時の留意事項			空欄
・臨時的に支給量を超える利用があった場合		必要な手続き	市への電話連絡。
		報酬請求時の留意事項	空欄
◎代替サービスの対応		必要な手続き（事前）	空欄
		代替サービスの内容	電話やメール等で自宅で問題が生じていないかの確認。お子さんの健康管理等の支援を行なう。
		報酬請求時の留意事項	下記の必要な手続き（事後）のとおり。
利用者負担額の扱い	通常通り。		
必要な手続き（事後）	請求対象月の翌月15日までに支援内容が分かる実施記録の写しを市に提出する。		

◎「臨時的利用増への対応」

利用制限、休業、事業所統一（併用しない）などにより、施設の集中的利用があった場合など、臨時的に利用増が起きた場合の判断基準、手続きなどを教えて下さい。

◎「代替サービスの対応」

通所が困難で代替サービスを行なう時の、判断基準や手続きなどを教えてください。
（電話相談等の算定は可能かなども含めて）

※市町村よりの回答受付は2020年5月末現在

自治体名	質問事項	項目	ご回答	
八千代市	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	なし	
		報酬請求時の留意事項	定員超過してしまう経緯等を記録し、市町村から問い合わせ等があった場合資料の提供ができるよう事前に用意して下さい。	
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	基準は設けていないため個別に勘案し必要に応じて支給決定を行いません。	
		報酬請求時の留意事項	空欄	
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	代替サービス提供計画書を提出して下さい。	
		代替サービスの内容	事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援等の可能な範囲でできる限りの支援を行なった場合代替サービスとして取り扱います。具体的な例としては、自宅で問題が生じていないかの確認、児童の健康管理等が挙げられます。単なる欠席確認（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）についてはサービス提供とは見なされないことに注意して下さい。	
		報酬請求時の留意事項	実績記録票に「代替サービス実施」と入力して下さい。また、後日代替サービスを行なった際の内容について報告書を提出していただく可能性がありますので、提供日、時間帯、担当者、内容について必ず記録を残した上で請求を行なって下さい。	
		利用者負担額の扱い	【放課後ディサービス】	4月提供分以降の以下の利用者負担額につきまして、補助の対象とし、本市から事業所へ変換いたします。
			1. 学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担	①学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係わる報酬に係わる利用者負担。 ②学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ増加した報酬に係わる利用者負担。 ③学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休日単価に切り替わることにより増加した報酬に係わる利用者負担額。 ④事業所が長時間の開業を行ない、早朝開所により延長支援加算を算定したことにより増加した報酬に係わる利用者負担。
			2. 代替サービスの提供に係わる利用者負担の補助	①臨時休校中に、放課後ディサービス事業所が電話等の方法により児童の健康管理などを行なった場合に算定される報酬に係わる利用負担。 代替サービス提供計画書を提出した事業所のみ請求可能となります。
必要な手続き（事後）	【放課後ディサービス】 国保連へは休日単価を適用した内容で請求を行なって下さい。 利用者負担額の請求の方法につきましては、3月の対応に引き続き八千代市に直接請求していただく方法で調整しております。申請様式が決まり次第、お知らせさせていただきますので対応よろしくお願いたします。 【児童発達支援】 代替サービスについては、あくまでも利用者及び家族からの理解を得た上の適用となるため、利用者負担額については通常の運用とします。			
横芝光町	・臨時的に利用者数が増えて定員を超えてしまう場合	必要な手続き	必要な手続き等はありません。	
		報酬請求時の留意事項	定員超過利用減算を適用しないで請求が可能です。	
	・臨時的に支給量を超える利用があった場合	必要な手続き	必要な手続き等はありませんが、臨時的に支給量を超える理由等を事前にご連絡下さい。	
		報酬請求時の留意事項	請求後の審査で警告としてあがってくるため、随時事業所への問い合わせをさせていただきます。	
	◎代替サービスの対応	必要な手続き（事前）	特に手続き等はありません。	
		代替サービスの内容	電話相談等の算定は可能です。具体的なサービス内容の例等については、国からの放課後ディサービスQ&Aのうち、A16・A17をご参照下さい。	
報酬請求時の留意事項		放課後ディサービス提供実績記録（様式5）にサービス提供時の開始時間と終了時間を入力するようにお願いします。		
利用者負担額の扱い		利用者負担については町で負担することから、代替サービスによる利用者負担はありません。		
必要な手続き（事後）	今のところ、事業所から町への提出は求めていませんが、問い合わせる可能性があるため、サービス提供があった際は、必ず記録を残して下さい。			